

## 福利厚生規程

平成 1 年 4 月 1 日	制定
平成 7 年 3 月 28 日	改定
平成 9 年 4 月 26 日	改定
平成 14 年 5 月 19 日	改定
平成 19 年 4 月 22 日	改定
平成 19 年 12 月 20 日	改定
平成 20 年 11 月 13 日	改定
平成 22 年 3 月 10 日	改定
平成 27 年 3 月 19 日	改正

(総則)

第 1 条 この規程は、会員の福利および相互扶助を図るために定めたものである。

(事業)

第 2 条 前 1 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 正会員・元正会員に対する見舞金等の給付
- (2) 正会員に対する結婚祝金の給付
- (3) その他正会員の福祉向上に関する事業

(給付)

第 3 条 前 2 条についての給付は、下記のとおりとする。

- (1) 正会員の死亡弔慰は会員において当該年度の申請・連絡等により、15,000 円相当の供花などにて対応する。
- (2) 元正会員の死亡弔慰は功績から当該年度の申請・連絡等により、15,000 円相当の供花などにて対応する。
- (3) 正会員の配偶者及び一親等内血族死亡に対しては、当該年度の申請・連絡等により、15,000 円相当の供花などにて対応する。
- (4) 疾病により半年以上の療養休業を要した会員の場合は当該年度の申請・連絡等により、見舞金 5,000 円を支給する。
- (5) 災害見舞金等については当該年度の申請により、理事会でその額を決定し支給する。
- (6) 正会員が結婚した場合は当該年度の申請により、結婚祝金 5,000 円を支給する。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 1 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 7 年 3 月 28 日より施行する。

この規程は、平成 9 年 4 月 26 日より施行する。

この規程は、平成 14 年 5 月 19 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 22 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 12 月 20 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 11 月 13 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 3 月 10 日より施行する。

この改正は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成 27 年 3 月 20 日より施行する。